

屋久島町第2期自殺対策計画

【概要版】

～誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指して～



【屋久島町第2期自殺対策計画を策定しました】

自殺は、その背景に生活困窮やいじめ、孤独・孤立などの社会要因があり、個人の問題とするのではなく、社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

屋久島町では、誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指して、様々な分野の自殺対策をまとめた「屋久島町第2期自殺対策計画」を策定しました。

令和7年3月
屋久島町

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

【社会全体での自殺対策の必要性】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。悩み、孤独・孤立、役割喪失感、過剰な負担など、様々な要因から自殺に追い込まれる可能性があり、それは「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は個人だけの問題とするのではなく、社会の問題として捉え、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、生きることの包括的な支援として取り組む必要があります。

【「屋久島町第2期自殺対策計画」の策定】

我が国においては、平成10年に自殺者数が3万2千人台となり、その後3万人を超える状態が続いたことから、社会を対象とした自殺対策の必要性が叫ばれ、平成18年に自殺対策基本法が施行され、これに基づき国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回り、特に、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり令和4年には過去最多の水準に達するなど、決して楽観できる状況にはありません。

このような状況の中、国は令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進を掲げています。

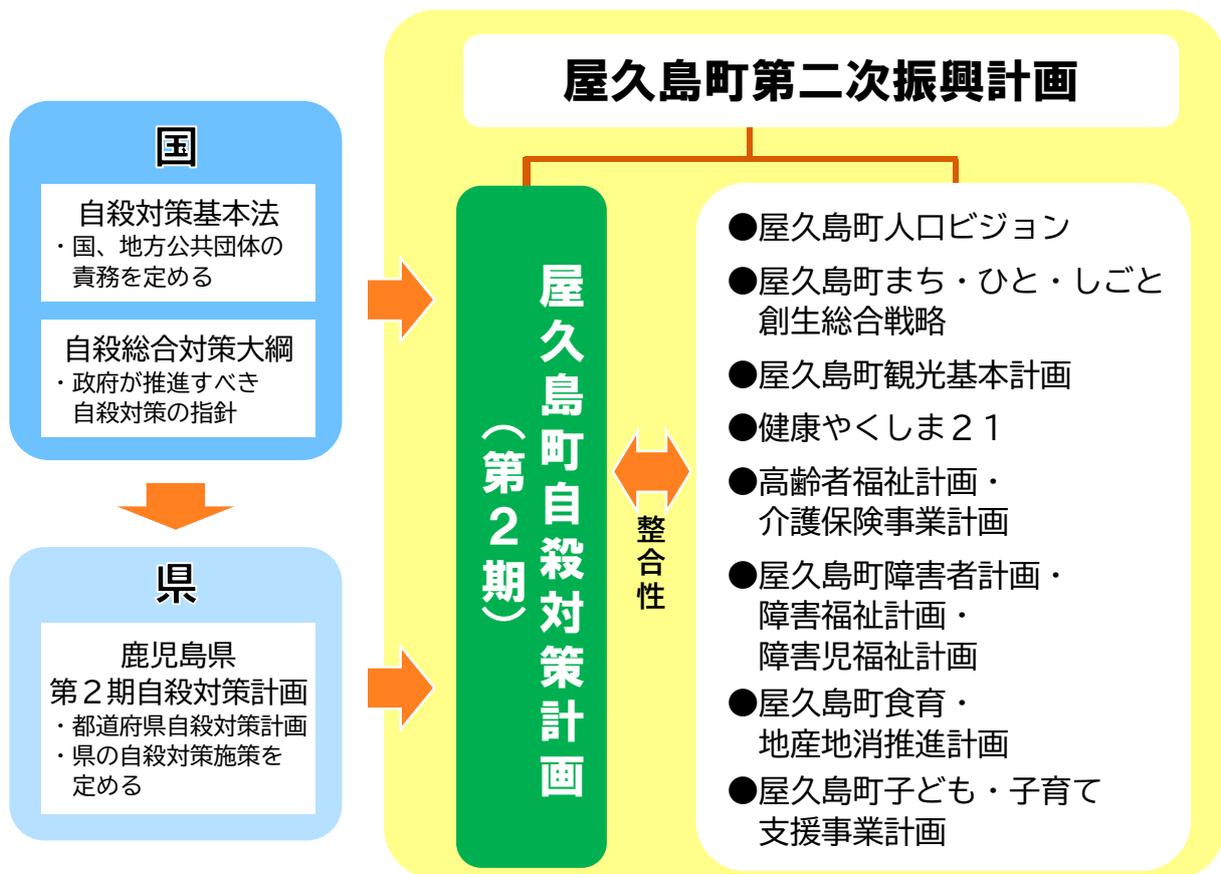
これまで、屋久島町では、「屋久島町自殺対策計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、自殺対策の様々な取組を推進してきました。

この度、「屋久島町自殺対策計画」の計画期間が終了することから、自殺総合対策大綱や県の動向、屋久島町の現状を踏まえ、更なる自殺対策の推進を図り「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」の実現を目指し、新たに「屋久島町第2期自殺対策計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」として自殺総合対策大綱及び鹿児島県自殺対策計画並びに町の実情を勘案し、本町が取り組むべき自殺対策を定める計画です。

また、本町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画」を上位計画とするとともに、福祉分野、健康分野など関連する諸計画と整合性を持って計画の推進を行います。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化等により計画の修正を行う必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

令和7年度(2025年度) ~ 令和11年度(2029年度)

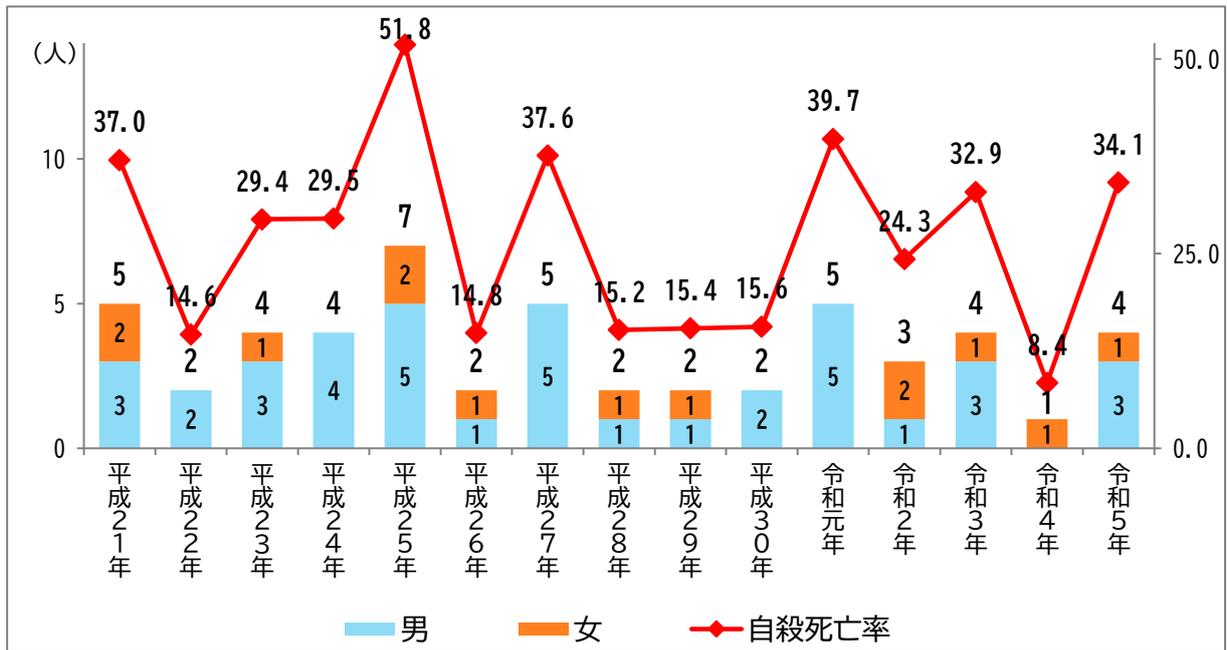
第2章 屋久島町の自殺の現状

1. 屋久島町の自殺者数と自殺死亡率の推移

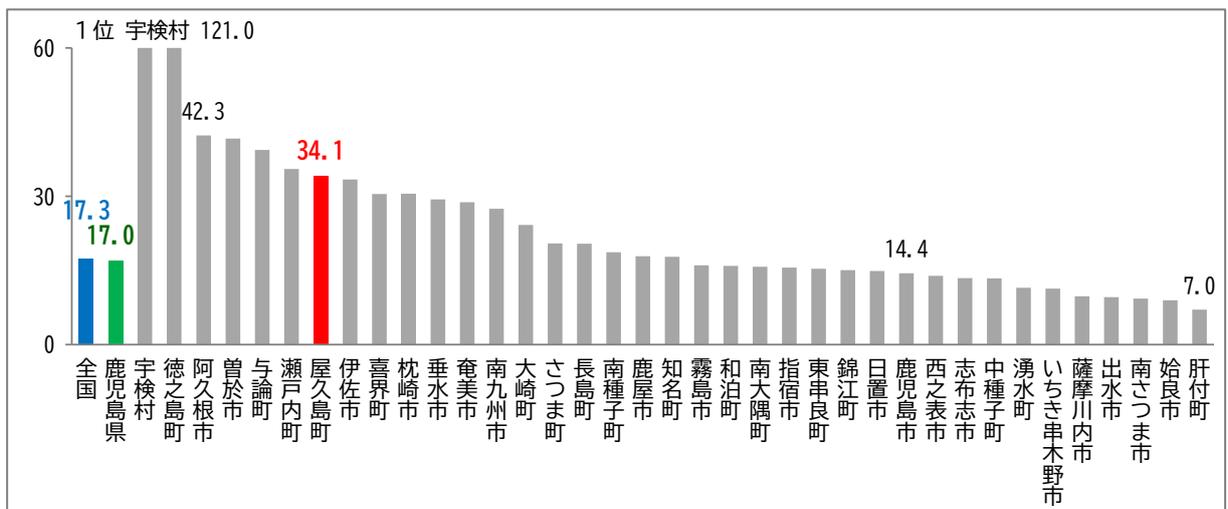
本町の自殺死亡者数は平成 25 年に7人（自殺死亡率 51.8（※））と最も高くなっており、平成 26 年以降は全ての年度で5人以下となっています。

また、令和5年の自殺者数は4人、自殺死亡率は 34.1 となっており、自殺死亡率を県内市町村で比較すると県内7位となっています。

■屋久島町の自殺者数及び自殺死亡率の推移



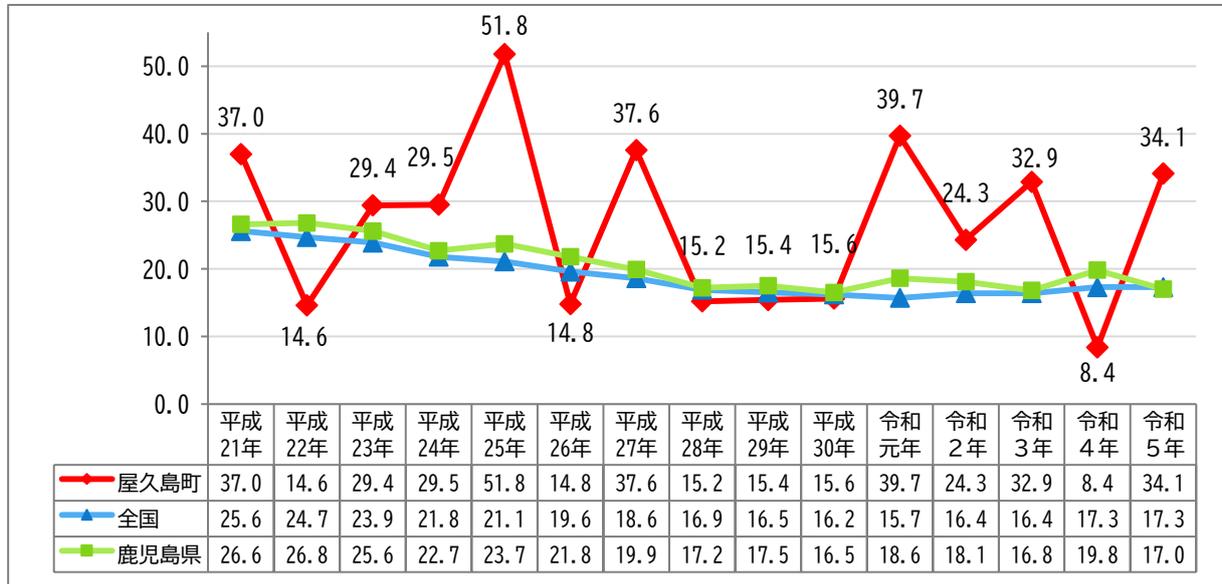
■令和5年自殺死亡率の県内市町村との比較



※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

自殺死亡率を国・県と比較すると、令和元年以降の5か年中4か年で国・県を上回っています。

■自殺死亡率の国・県との比較



2. 屋久島町の自殺の特徴

地方公共団体の自殺実態データである「地域自殺実態プロファイル 2024」によると本町の令和元年～令和5年の自殺者数は合計17人（男性12人、女性5人）となっており、より詳細なプロフィールについては「男性 60歳以上無職独居」が6人と町内の自殺のおよそ3分の1を占めています。

これらの自殺者の特性やこれまでの町の取組を元に、特に重点的に取り組むべき分野として、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営問題」、「無職者・失業者」、「子ども・若者」の5分野を定めました。

■屋久島町の主な自殺者の特徴（上位5位 6位以降は掲載を省略）（令和元年～令和5年合計）

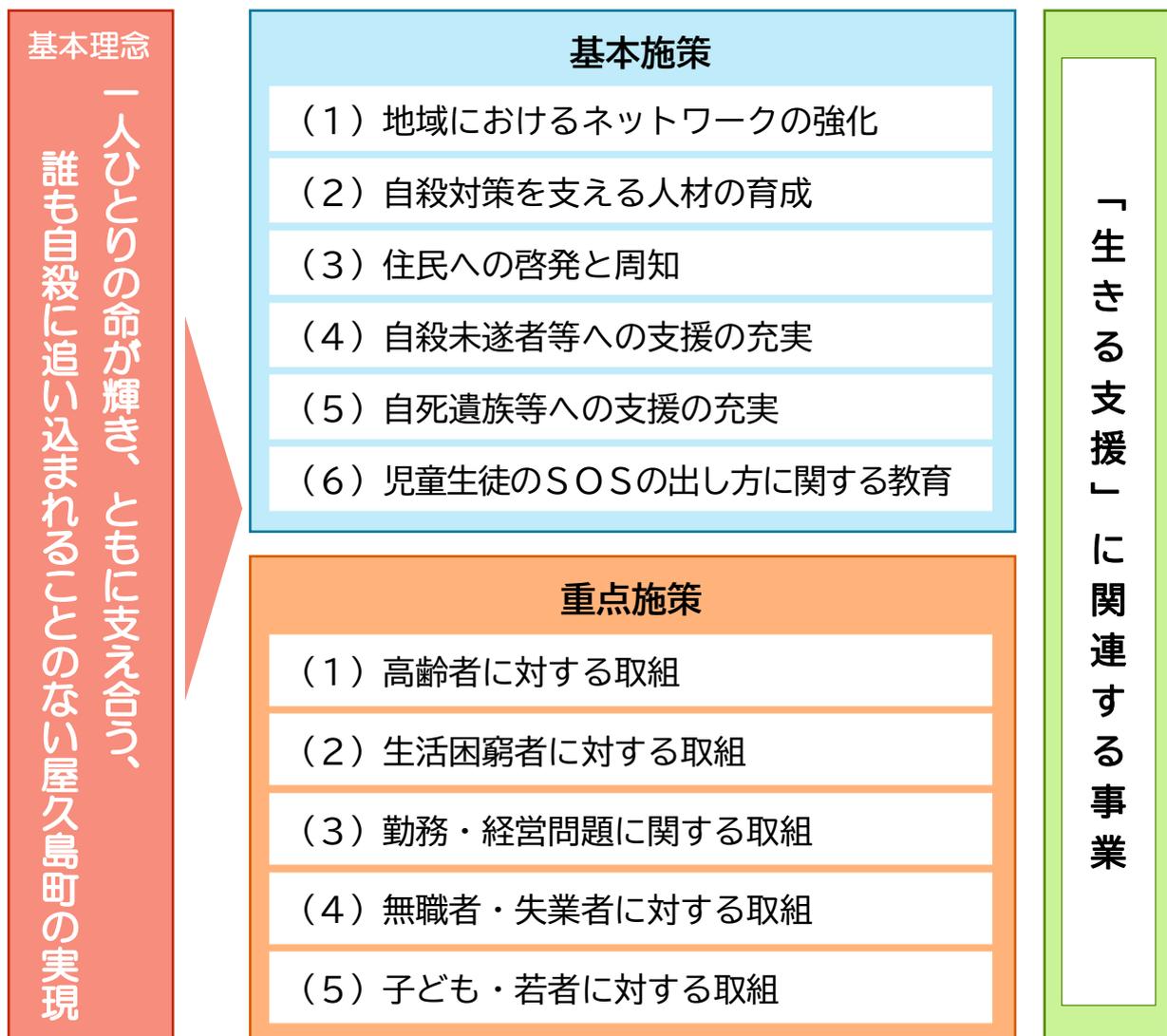
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (※「自殺実態白書 2013」を参考に推定)
1位:男性 60歳以上無職独居	6人	310.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:女性 20～39歳有職同居	2人	98.7	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職同居	2人	41.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位:男性 40～59歳無職独居	1人	419.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳有職独居	1人	83.1	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

第3章 屋久島町の自殺の現状

1. 計画の基本理念と施策の体系

本町では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、基本理念を「一人ひとりの命が輝き、ともに支え合う 誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現」と決めました。

この基本理念の実現を目指して、国が全ての自治体で取り組むことが望ましいとしている6分野の「基本施策」と、本町の自殺の状況等に基づき特に力を入れて取り組むべき5分野の「重点施策」の、合計11分野の施策に取り組めます。また、それ以外の分野も含めた様々な事業を『「生きる支援」に関連する事業』として位置づけ、あらゆる面からの自殺対策に取り組めます。



2. 計画の目標値

本町では、第1期計画において、平成25年から平成29年において平均して毎年3.6人が亡くなっていることから、年間自殺者数を0人とすることを目標として掲げていました。

第2期計画においても、誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指す観点から、引き続き「年間自殺者数 0人」を目標として自殺対策を推進します。

屋久島町第2期 自殺対策計画 の目標値	年間自殺者数 0人
---------------------------	-----------

3. 取組内容

【基本施策】 – 自殺対策の基本として全ての自治体で取り組む施策 –

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策推進本部及び自殺対策推進協議会を中心として、地域における自殺予防のネットワークの構築と情報共有を行い、町全体での自殺対策の取組を推進します。
- 自殺が心配される人が発見された場合は、関係各課や関係機関等が連携し、速やかに支援につなげます。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- 自殺対策を支える人材の育成に向けて、ゲートキーパー養成研修や心の悩みに関する研修等を行います。

基本施策3 住民への啓発と周知

- 公共施設への啓発物の設置や町内放送等の様々な手段を活用し、自殺対策に関する取組や自殺予防の意識に関する周知・啓発を行います。
- 「悩みを相談してもよい」、「相談することは恥ずかしいことではない」という意識の定着に向けて、悩みや相談に関する周知・啓発や相談しやすい窓口づくりに取り組みます。

基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

- 保健所及び病院、警察・消防等の関係機関等と連携し、自殺未遂者の把握に努めます。
- 自殺未遂者に対して、その抱える課題ごとにきめ細やかな支援を行うことで再度の自殺企図を防ぎます。

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

- 自死遺族支援に関する活動等の情報提供を行います。
- 自死遺族支援のみならず一般的な心の悩みや困りごとなど各種相談窓口の周知を行うことで、自死遺族が相談や支援の存在を知る機会を増やします。

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 児童生徒が問題を抱えた時に助けを求めて良いということや、誰にどうやって助けを求めるとかの具体的な方法を学ぶ「SOSの出し方教育」を推進します。

【重点施策】 - 屋久島町の現状に基づいて取り組む施策 -

重点施策1 高齢者に対する取組

- 高齢であることに加え社会生活に変化があってもうつ状態に陥ることが無いよう、高齢者を地域で見守り、支援する取組を推進します。
- 高齢者やその家族が孤立することなく地域で生活できるよう、居場所づくりや社会参加の強化などの取組を推進します。

重点施策2 生活困窮者に対する取組

- 生活困窮者が自殺に追いやられることなくその生活を再建できるよう、困窮者支援制度の適切な実施と、困窮者を把握し必要な支援につなげる体制の整備に努めます。

重点施策3 勤務・経営問題に関する取組

- 働き方改革や人間関係の改善、ハラスメント防止に関する周知・啓発を推進し、働きやすい環境の整備に努めます。

重点施策4 無職者・失業者に対する取組

- 無職・失業の状態から生活苦や孤立につながり自殺に至るケースがあることを踏まえ、就労支援や生活安定の支援に取り組みます。

重点施策5 子ども・若者に対する取組

- SOSの出し方に関する教育の推進と、相談窓口や子どもの居場所等の確保、問題を抱える家庭への支援に取り組み、子どもが安心して生活できる環境を目指します。
- 若者の就労支援や職場環境の改善といった労働環境の改善、男女共同参画の推進による男女間のハラスメント防止など、若者が自殺に至る様々な経路のリスク軽減に努めます。

心の悩みなどに関する相談窓口

鹿児島いのちの電話	自殺などのさまざまな困難を抱え、ひとり悩む方々の相談 電話：099-250-7000
屋久島保健所	さまざまなこころの悩み、依存症等についての相談 電話：099-218-4755
屋久島町役場 福祉支援課（福祉事務所） 健康長寿課・教育総務課	生きづらさや様々な悩み事相談（ルピナス相談室） 電話：0997-43-5900（代表）

屋久島町第2期自殺対策計画 概要版

発行日：令和7年3月

発行：屋久島町役場 福祉支援課

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 電話：0997（43）5900